

確定申告はお早めに

インターネット上で
確定申告書を簡単作成

国税庁のHPで作成

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税の確定申告書が簡単に作れます（案内に従って入力すれば、税額などは自動計算されます）。

●申告書の提出方法

- ① 国税電子申告・納税システム「e-Tax（イータックス）」で提出：自宅からネット上で24時間いつでも申告できる、添付書類の提出が省略できる（法定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります）、還付が早いなどの利点があります。イータックスで提出するには電子証明書の取得など事前手続きが必要です。
- ② 書面で提出：申告書は、郵送などでも提出できます。申告書

の氏名欄への押印や連絡先の記入、必要書類の添付を忘れないよう注意してください。

▼郵送先 昭和税務署（〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4）

住宅借入金等特別控除 申告相談会

平成26年中に住宅ローンを利用して家を新築した人や、中古住宅を購入・増改築などした人は、一定の要件に当てはまれば、所得税及び復興特別所得税の税額控除が受けられます。

この控除を受けるには、所得税の確定申告が必要ですが、給与所得者は1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。なお、控除を受けるための要件や申告に必要な書類は、国税庁ホームページで確認ください。

また、この控除の申告相談会を次の日程で開催します。

●申告相談会

とき 2月5日（木）、6日（金）①午前10時～11時30分②午後2時～3時30分（1日2回開催）※受け付けはそれぞれ①午前9時30分②午後1時30分から

ところ 役場2階大会議室

当日持参するもの（申告に必要な主な書類）

- ① 源泉徴収票（平成26年分）※サラリーマンの場合
- ② 住民票の写し（平成27年1月1日以降発行のもの）
- ③ 家屋（および土地）の登記事項証明書（法務局発行）
- ④ 家屋（および土地）の売買契約書または工事請負契約書の購入年月日と取得価額の分かる部分の写し
- ⑤ 建築確認通知書の写し、検査済証の写し、または増改築等工事証明書 ※増改築などの場合

所得税及び復興特別所得税の確定申告と住民税申告については、2月号に掲載予定です。

⑥ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関などから交付を受けたもの）

⑦ 印鑑・計算機・筆記用具

⑧ 還付金の受け取り銀行預金口座番号などが分かるもの（本人名義に限る）

⑨ 確定申告書 ※確定申告書が送付されている場合

問い合わせ 昭和税務署個人課税部門 ☎052（881）8171

所得税の確定申告を行う 年金受給者の皆さんへ

今年度から、「年金受給者の皆様に対する確定申告説明会」は開催されません。申告書をイータックスや郵送で昭和税務署に提出するか、税務署が電気文化会館で開設する申告会場または役場の申告会場にお越しください。申告会場の詳細は2月号広報に掲載します。

問い合わせ 昭和税務署個人課税部門 ☎052（881）8171 ※音声案内に従い「2」を押してください。

65歳以上で要介護認定を受けている皆さんへ

身体障害者手帳などの交付を受けていない

くても、所得税の申告などで障害者控除の対象となる場合があります。詳しくは19ページをご覧ください。



分からないことは

所得税・贈与税の申告関係

▼昭和税務署 ☎052（881）8171 ※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。

県税関係（事業税など）

▼愛知県名古屋南部県税事務所 ☎052（682）8923

住民税の申告関係

▼役場税務課 ☎0561（38）3111（内線2176、2177、2178）